

## 大阪府消費者基本計画策定に向けての意見 答申（案）の概要

### 第1 計画策定について

- 1 計画策定の基本的な考え方
  - 安全・安心な消費生活を営むことができる社会の実現に向け、今後の府の消費者施策の方向性を示すものとする。
- 2 計画の期間
  - 平成27年度から31年度までの5年間（※社会経済環境の変化に対応）

### 第2 消費生活をめぐる現状と課題

- 1 消費者を取り巻く環境の変化
- 2 府における消費者と消費者行政の状況
- 3 府における消費者行政の課題

### 第3 消費者施策の基本的な考え方・理念

- 1 基本的な考え方・理念
- 2 消費生活の現状等を踏まえた取組の重要性
- 3 行政・事業者・消費者等の責務と役割

目指すべき姿  
「安全・安心な消費生活の実現」のため、  
「消費者市民社会の構築」を目指す

### 第4 総合的、計画的に講ずべき施策の方向性

#### 基本目標Ⅰ 消費者の安全・安心の確保

- 1 商品・役務の安全性の確保
- 2 消費者取引の適正化
- 3 消費者への情報提供
- 4 個人情報保護
- 5 物価安定対策

#### 基本目標Ⅱ 消費者の自立への支援

- 1 高度情報通信社会への対応
- 2 環境に配慮した消費生活の推進
- 3 高齢者・障がい者、若者等への支援

#### 基本目標Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進

- 1 消費者教育の推進（「大阪府消費者教育推進計画」として記載）
- 2 消費者教育の推進の基本的な方向
- 3 消費者教育の推進の内容

#### 基本目標Ⅳ どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり

消費者被害の早期解決と救済に向けて

- 1 府の消費生活相談体制の充実・強化
- 2 市町村相談体制への支援
- 3 消費者問題の早期解決支援

### 第5 関係機関、団体との連携強化

- 国・他都道府県・市町村、消費者団体、事業者・事業者団体、大学・研究機関・公益的団体、弁護士会等との連携強化
- 関係者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

### 第6 計画の推進体制と進行管理

- 大阪府消費行政推進本部会議の積極的な運営
- 毎年度、基本計画の進捗状況等について検証し、消費者保護審議会に報告するとともに、広く府民に公表